

韓国に輸出する酒類に関する証明書の発行について

東京電力福島第一原子力発電所の事故を受けて、我が国から大韓民国（以下「韓国」といいます。）へ輸出される酒類について、我が国の所管当局が発行する証明書の添付が必要となる場合には、国税局（沖縄国税事務所を含みます。以下同じ。）で対応しています。

1 韓国が求める証明事項

平成23年 5 月 1 日以降に韓国へ輸出する酒類については、以下のいずれかを証明する証明書を添付する必要があります。

- (イ) 平成23年 3 月11日より前に製造（加工）された酒類であること（製造日証明書）
- (ロ) 宮城県、山形県、福島県、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、新潟県、長野県、千葉県、東京都、神奈川県及び静岡県（以下「指定都県」という。）以外の道府県において製造（産出）された酒類であること（製造地証明書）
- (ハ) 指定都県において製造（産出）された酒類である場合には、韓国の定める上限値を超える放射性ヨウ素131並びに放射性セシウム134及び137を含まないこと（放射性物質検査証明書）

(注) 韓国の定める上限値 $\left\{ \begin{array}{l} \text{放射性ヨウ素131 : 300Bq/kg} \\ \text{放射性セシウム134及び137の合計 : 100Bq/kg} \end{array} \right.$

※ 1 我が国における放射性物質の基準値の見直しにより、平成24年4月1日より酒類については放射性セシウム134及び137の上限値が100Bq/kgに変更となりました。

2 国税局で証明する事項

国税局においては、酒類業者から酒類に関して申請があった場合に上記 1 (イ) ～ (ハ) の事項について証明書の発行を行います。

3 証明書発行のために必要な書類及び提出方法

証明書の発行を申請しようとする方は、一元的な輸出証明書発給システム（以下「システム」といいます。）により、実際に輸出する酒類が証明した酒類と同一であることを確認できる書類（例：インボイス、パッキングリスト等）及びその他国税局長（沖縄国税事務所長を含みます。以下同じ。）が審査に必要として提出を求めた書類を添付の上、申請してください。システムの利用については、「酒類を輸出する際の輸出証明書の発行申請について」を御覧ください。

システムの故障又は改修により、システムによる申請ができない場合は、「韓国

向け輸出酒類に関する証明申請書」、「韓国への輸出申請書」及び「分析試料明細書」（（ハ）の証明の場合のみ）に次の書類を添付し、製造場等の所在地を所轄する国税局酒税課（沖縄県においては、沖縄国税事務所間税課をいいます。以下同じ。）へ提出してください。

また、上記１（ハ）の証明書の発行を申請する場合には、独立行政法人酒類総合研究所で分析を実施するため、分析に必要な試料等を午前中に到着するよう時間帯を指定の上で送付していただく必要があります。詳しくは「輸出用酒類の放射能分析について」を御覧ください。

添付書類
☐ 実際に輸出する酒類が、証明した酒類と同一であることが確認できる書類（例：インボイス、パッキングリスト等）
☐ 「韓国向けに輸出する酒類に関する誓約書」
☐ その他国税局長が審査に必要として提出を求めた書類

4 証明書発行に係る留意事項

申請者自身で申請内容が事実と相違ないことを必ず確認するとともに、十分な時間的余裕を確保した上で申請してください。申請が多数寄せられた場合など、証明書を発行するまで相当の期間が必要となる場合があります。また、発行を受けた証明書は、その記載内容が申請内容と相違ないことを速やかに確認してください。

同一貨物に対し、原則、証明書を複数回発行することはできません。ただし、以下のいずれかに該当し、合理的な理由が存在する場合は、システムの備考欄（書面による申請の場合は適宜の箇所）に再申請理由及び当初発行した証明書番号を簡記して改めて申請することにより、証明書を再発行することが可能です。

－①輸出酒類が出港前、②外国当局へ証明書（コピーを含みます。）が未提出、かつ③当初発行分の証明書の原本を国税局へ返戻する場合

－外国当局から証明書に係る明確な修正指示があり、かつその修正内容が事実に即したものであり、国税局において正当な理由として認められる場合

なお、再申請理由の内容によっては、証明書の再発行を行わない場合がありますので、御承知おき願います。

5 「酒類の分析報告書」の再発行に係る留意事項

既に分析を受けた酒類について、輸出証明書のために再度「酒類の分析報告書」が必要な場合には、独立行政法人酒類総合研究所による再度の分析は不要となることから、次のとおり御対応願います。

（イ）システムによる申請時の入力方法

申請書入力画面の「前証明書番号」欄に「前証明書番号（既に発行済みの証明書番号）」を入力してください。また、「資料容量（mL）」欄及び「送付本数（本）」欄に「0（ゼロ）」と入力の上、「その他特記事項」欄に既に発行済みの「酒類の分析報告書」の右上に記載されている番号（以下「試料送付番号」という。）を入力してください。なお、「酒類の分析報告書」を再発行する場

合、アネックスを使用して申請することはできません。

(ロ) 書面の「分析試料明細書」の記載方法

「分析試料明細書」の「その他特記事項」の欄に、「再発行」の旨記載するほか、既に発行済みの「酒類の分析報告書」の右上に記載されている試料送付番号を転記してください。

- ※2 証明申請を行う場合に必要となる添付書類の詳細については、申請を行う各国税局酒税課へお問い合わせください。
- ※3 平成27年9月1日から、国税局が発行する証明書について、偽造防止技術を備えた用紙に変更しました。
- ※4 令和3年4月1日から、国税局が発行する証明書について、朱肉による押印に替え、電子公印による押印に変更しました。

令和 年 月 日

国税局長 殿

申請者 住所又は所在地

氏名又は名称及び代表者氏名

(連絡先)

韓国向け輸出酒類に関する証明申請書

韓国に対して酒類を輸出するに当たり、次の事項について証明を受けたいので、関係書類を添付して申請します。

申請内容及び添付書類については、本申請により証明を受ける輸出酒類に係るものであり、かつ各書類の原本と相違ありません。

また、本申請に係る証明について、貴職から報告を求められ、又はその職員が、事務所、倉庫若しくは工場等に立ち入り、業務の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を調査し、若しくは関係者へ質問することに対して協力することを誓約します。

上記の調査に応じない場合や、上記調査により申請内容が事実と異なることが判明した場合には、再発防止のための是正措置を講じ、その結果を貴職へ報告することに同意します。

(証明事項)

- ☐ イ 平成 23 年 3 月 11 日より前に製造（加工）されたものであること。
- ☐ ロ 宮城県、山形県、福島県、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、新潟県、長野県、千葉県、東京都、神奈川県及び静岡県（以下「指定都県」という。）以外の道府県において製造（産出）されたものであること。
- ☐ ハ 指定都県において製造（産出）されたものである場合には、韓国の定める上限値を超える放射性ヨウ素 131 並びに放射性セシウム 134 及び 137 を含まないこと。

韓国向け輸出酒類に関する証明申請書の記載要領等

記載要領

証明を受けたい事項についてチェックを付すとともに、「韓国への輸出申請書」に次の書類を添付して、製造場等を所轄する国税局に申請してください。

なお、審査をスムーズに行うため、「韓国への輸出申請書」の記載誤り（スペルミスや転記誤り等）や添付書類の漏れがないか等、提出前によく御確認ください。

添付書類

- 1 輸出しようとする酒類が証明を受けた酒類であることが明らかとなる書類等（例：貨物コードが明らかとなる書類等（インボイス、パッキングリスト等））
- 2 「韓国向けに輸出する酒類に関する誓約書」
- 3 その他国税局長が審査に必要として提出を求めた書類

留意事項

申請者自身で申請内容が事実と相違ないことを必ず確認するとともに、十分な時間的余裕を確保した上で申請してください。申請が多数寄せられた場合など、証明書を発行するまで相当の期間が必要となる場合があります。また、発行を受けた証明書は、その記載内容が申請内容と相違ないことを速やかに確認してください。

同一貨物に対し、原則、証明書を複数回発行することはできません。ただし、以下のいずれかに該当し、合理的な理由が存在する場合は、システムの備考欄（書面による申請の場合は適宜の箇所）に再申請理由及び当初発行した証明書番号を簡記して改めて申請することにより、証明書を再発行することが可能です。

- －①輸出酒類が出港前、②外国当局へ証明書（コピーを含みます。）が未提出、かつ③当初発行分の証明書の原本を国税局へ返戻する場合
- －外国当局から証明書に係る明確な修正指示があり、かつその修正内容が事実と即したものであり、国税局において正当な理由として認められる場合

なお、再申請理由の内容によっては、証明書の再発行を行わない場合がありますので、御承知をお願いします。

ハの証明を受ける場合の留意事項

- 1 本申請書を提出いただくとともに、独立行政法人酒類総合研究所に試料を午前中着指定で送付してください。
- 2 申請が多数寄せられた場合など、証明書を発行するまで相当の期間が必要となる場合があります。また、酒類の安全性の確保などのため、他の試料を優先的に分析する場合

があります。

- 3 分析結果については、食品衛生法における国内流通食品の指導・監視機関である地方自治体に提供します。また、関係機関において、分析結果が公表されることがあります。

(次葉)

令和 年 月 日

向けに輸出する酒類に関する誓約書

証明を受けようとする酒類については、下記のとおり酒税法の規定により作成・保存している帳簿等に基づき作成し、事実と相違ないことを誓約します。

記

1 商品名： 品目：

2 数量、重量、包装形態：

	☐ 正味重量			
	☐ 総重量			

3 製造年月日： 年 月 日

(詰口日が異なる場合) 詰口年月日： 年 月 日

※ 異なる理由()

4 製造場所(証明書に記載した最終加工地)

製造場の名称：

住所又は所在地：

----------------------	----------------------

※ 上記以外の製造場で製成した場合には、その製造場

製造場の名称：

住所又は所在地：

----------------------	----------------------

5 主原料及びその産地(中国向けのみ)

主原料：

主原料の産地(都道府県又は国名)：

----------------------	----------------------

6 流通ルート(中国向けのみ)

製品：

原料：

7 誓約書記載内容の確認先(申請者が輸出酒類の製造者でない場合のみ)

製造者名：

確認先担当者：

確認先電話番号：

確認日：

確認方法：☐ 電話 ☐ 対面 ☐ 書面 ☐ その他()

留意事項

この誓約書は、証明申請書に次葉として添付して提出してください。

誓約いただいた事項については、該当事項の確認を行うために必要な書類（例：詰口帳の写し等）を提出する必要があります。

ただし、証明書発行のため国税局長が審査に当たって必要と認めた書類については、提出を求める場合があります。

なお、申請者が輸出する酒類の製造者ではない場合、記載内容について「7 誓約書記載内容の確認先」の連絡先へ照会する場合があります。

また、証明書発行後に誓約内容に疑義が生じた場合等については、国税局から報告を求める場合や立入調査を実施する場合があります、さらに、発行した証明書を取り消す場合もあります。

記載要領

- 1 この誓約書は、酒税法の規定により作成・保存している帳簿等に基づき申請者が作成してください。
- 2 この誓約書は、一商品ごとに作成してください。
- 3 日本語で記載してください。
- 4 「_____向けに輸出する酒類に関する誓約書」の下線部については、輸出先国の国名（韓国、中国又はロシアのいずれか）を記載してください。
- 5 「1 商品名」について、日本語名称と英語名称が異なる場合、英語名称も併せて記載してください。
- 6 「2 数量、重量、包装形態」については、1 梱包当たりの入数、1 商品の重量、輸出梱包数、輸出重量を記載してください。
- 7 「3 製造年月日」については、詰口帳等に基づいて、輸出しようとする酒類の製造年月日を記載してください。

輸出しようとする酒類が特定名称酒の場合等、詰口を行った年月日と上記の製造年月日が異なる場合には、詰口年月日及び異なる理由を記載してください。

- 8 「4 製造場所」については、証明書に記載した最終加工地である酒類製造場の名称、住所等を記載してください。

※ 輸出しようとする酒類が上記以外の製造場で製成されている場合には、製成場所の名称、住所等も併せて記載してください。

- 9 中国に輸出しようとする酒類に関してこの誓約書を作成する場合には、「5 主原料及びその産地」について、原料受払帳や納品書等の書類に基づき、主原料及びその産地（都道府県、外国産の場合、国名）を記載してください。

なお、主原料とは、水を除いた原料のうち、最も重量の大きいものをいいます。

- 10 「6 流通ルート」については、原料の産地から製造場、製造場から輸出先までのルート及び輸送手段を記載してください。
- 11 申請者が輸出する酒類の製造者ではない場合には、記載内容を製造者（製造者の営業所等を含みます）から確認し、「7 誓約書記載内容の確認先」に確認先の名称、担当者、連絡先、確認日及び確認方法を記載してください。

Declaration for the import into the Republic of Korea of

Food from Japan

Consignment Code: **Declaration Number:**

(competent authority)

DECLARES that the food (products) of this consignment composed of:

(description of consignment)

(product)

(number and type of packages)

gross or net		weight	unit
☐ gross	(gross or net)		
☐ net			

(weight)

embarked at (embarkation place)

on (date of embarkation)

by (identification of transporter)

going to (place and country of destination)

which comes from the establishment

(name of establishment)

(address of establishment)

☐ has been harvested and/or processed before 11 March 2011

☐ is originating from a prefecture other than Miyagi, Yamagata, Fukushima, Ibaraki, Tochigi, Gunma, Chiba, Saitama, Tokyo, Kanagawa, Shizuoka, Niigata and Nagano.

☐ is originating from the prefectures Miyagi, Yamagata, Fukushima, Ibaraki, Tochigi, Gunma, Chiba, Saitama, Tokyo, Kanagawa, Shizuoka, Niigata and Nagano has been sampled

on (date), subjected to laboratory analysis on (date) in

(name of laboratory),

to determine the level of the radionuclides, iodine-131, caesium-134 and caesium-137, and the analytical results are in compliance with the current Korean government requirement.

The analytical report is attached.

Done at

on

Stamp and signature of
authorized representative of competent authority

日本から韓国への食品の輸入に関する証明書（仮訳）

貨物コード

証明書コード

（権限ある当局）は、本貨物の食品（産品）が

			(貨物の詳細)
			(製品)
			(貨物の数や種類)
総重量又は正味重量		重量	単位
☐ 総重量	(総重量又は正味重量)		
☐ 正味重量			
			で構成された
			(出国地)で
			(出国日)に
			(運送者の詳細)によって
			(目的地及び目的国)に向けて
荷積みされた、			
			(施設の名称)及び
			(施設の住所)で製造されたものであり、

☐ 2011 年 3 月 11 日より前に収穫及び／又は加工されたものであること

☐ 宮城県、山形県、福島県、茨城県、栃木県、群馬県、千葉県、埼玉県、東京都、神奈川県、静岡県、新潟県及び長野県以外の道府県から産出されたものであること

☐ 宮城県、山形県、福島県、茨城県、栃木県、群馬県、千葉県、埼玉県、東京都、神奈川県、静岡県、新潟県及び長野県から産出され、（日付）にサンプル採取され、放射性ヨウ素 131、放射性セシウム 134 及び 137 のレベルを計測するため（日付）に（分析機関名）で分析が行われ、その分析結果が韓国政府の定める要件に合致することを証明する。
（なお、分析報告書は添付のとおり。）

（場所）

（日付）

（証明者）

公印

（担当者サイン）

※記載事項は英語で記入してください。

太字部分に必要事項を記載する。

(韓国への輸出申請書)

Declaration for the import into the Republic of Korea of

Food from Japan

Consignment Code:

①国際的に共通の貨物番号

Declaration Number:

(国税局が記載)

※④及び⑧の日付の記載欄は「YYYY/MM/DD(例：2023/10/02)」と記載してください。

(competent authority)

DECLARES that the food (products) of this consignment composed of:

(記載不要)

(description of consignment)

②-1 製品名

(product)

②-2 包装形態及び数量

(number and type of packages)

gross (総重量)
又は net (正味重
量) にチェック

gross or net

☐ gross

☐ net

(gross or net)

weight

②-3 重量 (数値)

unit

②-4 単位 (Kg 等)

(weight)

embarked at

③日本の出港地

(embarkation place)

on

④日本からの出港日

(date of embarkation)

by

⑤運送方法 (船便名、航空便名等)

(identification of transporter)

going to

⑥韓国内の目的地 (韓国内の地名)

(place and country of destination)

which comes from the establishment

⑦-1 最終的な加工を行った製造場等の名称

(name of establishment)

⑦-2 最終的な加工を行った製造場等の住所

(address of establishment)

選択してく
ださい。

☐ has been harvested and/or processed before 11 March 2011

☐ is originating from a prefecture other than Miyagi, Yamagata, Fukushima, Ibaraki, Tochigi, Gunma, Chiba, Saitama, Tokyo, Kanagawa, Shizuoka, Niigata and Nagano.

☐ is originating from the prefectures Miyagi, Yamagata, Fukushima, Ibaraki, Tochigi, Gunma, Chiba, Saitama, Tokyo, Kanagawa, Shizuoka, Niigata and Nagano has been sampled

on ⑧検体採取日 (date), subjected to laboratory analysis on (国税局が記載) (date) in the (国税局が記載)

(name of laboratory),

to determine the level of the radionuclides, iodine-131, caesium-134 and caesium-137, and the analytical results are in compliance with the current Korean government requirement.

The analytical report is attached.

Done at (国税局が記載)

on (国税局が記載)

Stamp and signature of
authorized representative of competent authority

放射性物質
検査証明書
を選択した
場合は、⑧
を記載して
ください。

韓国への輸出申請書 記載要領

韓国への輸出申請書の各欄の記載要領は次のとおりです。

なお、本申請書の各欄へは英語で記載してください。

①「Consignment Code」欄

全ての貨物が有する国際的に共通な貨物番号を記載してください。

なお、証明の申請時点で、貨物番号を有さない場合には証明申請段階では空欄とし、韓国側に提出するまでに記載してください。

②「product, number and type of packages, gross or net weight」欄

輸出産品の具体的内容、包装形態及び数量、重量を記載してください。同一の貨物を複数同時に輸出する場合には、全貨物数及びその中の何番目かを記載してください。

なお、複数の製品が同封されている場合には、製品ごとに記載の上、最後に全製品の総重量を記載してください。

③「embarkation place」欄

日本からの出港地を記載してください。

④「date of embarkation」欄

日本からの出港日を記載してください。

なお、証明の申請時点で、出港日が未定の場合には証明申請段階では空欄とし、韓国側に提出するまでに記載してください。

⑤「identification of transporter」欄

貨物を輸送する航空便名、船便名等を記載してください。

なお、証明の申請時点で、航空便名、船便名等が未定の場合には証明申請段階では空欄とし、韓国側に提出するまでに記載してください。

⑥「place and country of destination」欄

韓国内の目的地を記載してください。

⑦「name and address of establishment」欄

最終的な加工を行った製造場等の名称及び住所を記載してください。

⑧「date(sample)」欄

放射性物質検査証明書を選択した場合に記入してください。

「分析試料明細書の製造時期」と同じ年月日を記載してください。なお、分析済みの酒類と同一ロットの酒類を輸出する場合は、当初分析したものの検体採取日を記載してください。

【留意事項】

審査をスムーズに行うため、申請書の記載誤りや添付書類の漏れ等が無いか、提出前によくご確認いただくようお願いします。

輸出用酒類の放射能分析について

酒類を輸出するに当たり、輸出先国（輸出先地域を含みます。以下同じ。）から、当該酒類が輸出先国の定める上限値を超える放射性物質を含まないことを証明する証明書の添付が求められている場合には、独立行政法人酒類総合研究所で分析を実施します。

（注） 我が国政府と輸出先国政府との協議の結果、証明書の様式等について調整済みとなっているものに限りします。

1 独立行政法人酒類総合研究所が行う分析

（1） 分析対象

輸出先国が定める都道府県で製造され、当該輸出先国に輸出する目的をもって容器に充填・密封された酒類とします。

（2） 分析方法等

- ・ ゲルマニウム半導体による分析

「緊急時における食品の放射能測定マニュアル」に定める「ゲルマニウム半導体検出器を用いたガンマ線スペクトロメトリーによる核種分析法」に従い、ヨウ素、セシウムごとの放射線量の分析を行います。

（3） 分析結果の通知

分析結果は、「酒類の分析報告書 (Analytical Report of Alcohol Beverage)」により、輸出証明書とともに通知します。

2 分析に必要な試料等の送付

（1） 送付物

イ 試料

証明を受ける酒類と同一の詰口作業により容器に充填・密封した酒類ごとに、総容量が 2 リットル以上

なお、送付する全ての容器に試料送付票を貼付してください。

（注） 例えば、同一の詰口作業により 720 mL ビン、500 mL ビン及び 350 mL 缶に酒類を充填・密封した場合、一つの容量の容器に充填・密封した酒類について分析を受けることにより、全ての容量の容器に充填・密封した酒類について分析報告書の発行が可能です。

なお、既に一つの容量で分析を受けた酒類について、他容量での分析情報が必要な場合は、後述の「4(2) 同一詰口」をご覧ください。

ロ 「分析試料明細書」の写し

(2) 送付に当たっての留意事項

送付に当たっては、以下の点に留意するとともに、「分析に必要な試料等の送付におけるチェック表」を基に誤りがないか確認をお願いします。

「分析試料明細書」の写し及び「試料送付票」の記載内容と、容器の中身が異なることのないよう、十分に注意してください。

送付先に午前中に到着するよう、時間指定の上で送付してください。

(3) 送付先

(独) 酒類総合研究所 広報・産業技術支援部門 1階分析室 〒739-0046 広島県東広島市鏡山3-7-1 Tel 082-420-0800 (代表)
--

(注) 1 試料の送付先については、測定機器の導入状況によって今後変わりをすることを御了解ください。

2 試料を送付する外箱の上面に「分析試料在中」と朱書きしてください。

3 送料は御負担願います。

4 送付する試料は酒税の課税対象となります。

5 送付された試料は返却いたしません。

3 証明書発行に必要な書類の送付方法等

分析を依頼する方は、輸出証明書発給システムにより、必要書類を添付の上、国税局酒税課（沖縄県においては、沖縄国税事務所間税課をいいます。以下同じ。）へ申請いただくとともに、独立行政法人酒類総合研究所に試料を送付してください。

このとき、「分析試料明細書」の写しを必ず控えてください。

「酒類の分析報告書」は「分析試料明細書」の記載を基に作成しますので、輸出申請書その他の書類と記載内容に相違がないよう留意願います。

4 既に分析を受けた酒類に関連する分析報告書の発行について

以下のいずれかに該当する場合は、上記2及び3によらず、国税局酒税課に連絡の上、「分析試料明細書」を提出してください。

(1) 再発行

既に分析を受けた酒類について、輸出証明のために再度「酒類の分析報告書」が必要な場合には、「分析試料明細書」の「その他特記事項」の欄に、「再発行」の旨記載するほか、分析済み試料に係る試料送付番号（以前の申請を書面で行った場合には、以前発行した「酒類の分析報告書」の右上に記載されている分析報告書発行番号）を転記してください。

(2) 同一詰口

同一の詰口作業により複数の容量の容器に充填・密封し、既に一つの容量で分析を受けた酒類について、他容量での「酒類の分析報告書」の発行が必要な場合には、「分析試料明細書」の「その他特記事項」の欄に、「同一詰口」の旨記載するほか、分析済み試料に係る試料送付番号（以前の申請を書面で行った場合には、以前発行した「酒類の分析報告書」の右上に記載されている分析報告書発行番号）を転記してください。

5 その他

証明書の発行を申請するに当たり、以下の点について御了承ください。

- (1) 申請が多数寄せられた場合や書類の記載内容に誤りがあった場合など、証明書を発行するまで相当の期間が必要となる場合があります。
- (2) 分析結果については、食品衛生法における国内流通食品の指導・監視機関である地方自治体に提供します。また、関係機関において、分析結果が公表されることがあります。

分析に必要な試料の送付におけるチェック表

放射性物質検査証明書の発行が円滑に進むよう、独立行政法人酒類総合研究所への試料送付の際には、以下の点を確認してください。

- ☐ 証明を受ける酒類と同一の詰口作業により容器に充填・密封した酒類ごとに、総容量が２リットル以上となっているか。
- ☐ 送付する全ての容器に試料送付票が貼付されているか。
(複数の試料を送付する際に試料の誤りがないか。)
- ☐ 「分析試料明細書」の写しが同封されているか。
- ☐ 「分析試料明細書」の記載内容に誤りがないか。
(ラベルを貼付している場合には、商品名、製造時期が合致しているか。)
- ☐ 国税局酒税課に送付すべき書類が同封されていないか。
- ☐ 再発行又は同一詰口の場合、「分析試料明細書」の「その他特記事項」の欄に必要事項が記載されているか。

分析試料明細書

明細書番号

(国税局記入)

—

申請者の住所：

申請者の氏名：

連絡先：

製造場の代表者氏名(英文で記入)：

製造場の名称(英文で記入)：

分析酒類の製造場の所在地(英文で記入)：

試料送付番号

送付本数

mL

×

本

品目

商品名(英文で記入)

原料(英文で記入)

受容器番号

製造時期

その他特記事項

(再発行、同一詰口等)

酒類総研
通信欄

分析書番号

検体管理番号

発行部数

試料收受日：

☐ 試料送付票の貼付なし

☐ 分析試料明細書(写)の添付なし

(記載要領等)

- 1 分析を受ける試料ごとに明細書を作成してください。
- 2 受容器番号については、輸出する目的をもって容器に充填・密封する直前に使用した容器(タンク)番号を記載してください。
- 3 製造時期とは、輸出する目的をもって容器に充填・密封した時期又は製品ラベルに表示された製造時期をいいます。
- 4 一度分析を受けた酒類について、「酒類の分析報告書」の再発行や同一詰口で別容量の酒類に係る「酒類の分析報告書」が必要な場合は、「その他特記事項」に、「再発行」「同一詰口」等記載の上、分析済みの試料に係る試料送付番号(以前の申請を書面で行った場合には、以前発行した「酒類の分析報告書」の右上に記載されている分析報告書発行番号)を転記してください。

分析試料明細書

明細書番号

(国税局記入)

80000001

申請者の住所：東京都千代田区霞ヶ関 3-1-1

申請者の氏名：国税 太郎

連絡先：03-1234-XXXX

製造場の代表者氏名(英文で記入)：KOKUZEI Taro

製造場の名称(英文で記入)：Kokuzei Shuzo Co. Ltd.

分析酒類の製造場の所在地(英文で記入)：3-1-1, Kasumigaseki Chiyoda-ku
Tokyo 100-8978 Japan

試料送付番号

A1-1

送付本数

720

mL

×

3

本

品目

果実酒

商品名(英文で記入)

Sweet Kokuzei

原料(英文で記入)

Grape

受容器番号

T3-3639

製造時期

2020/5/30

その他特記事項

(再発行、同一詰口等)

【再発行】80000000

酒類総研
通信欄

分析書番号

ROXXXX

検体管理番号

NRIB-XXXX

発行部数

試料收受日：2020/7/4

☒ 試料送付票の貼付なし☐ 分析試料明細書(写)の添付なし

(記載要領等)

- 1 分析を受ける試料ごとに明細書を作成してください。
- 2 受容器番号については、輸出する目的をもって容器に充填・密封する直前に使用した容器(タンク)番号を記載してください。
- 3 製造時期とは、輸出する目的をもって容器に充填・密封した時期又は製品ラベルに表示された製造時期をいいます。
- 4 一度分析を受けた酒類について、「酒類の分析報告書」の再発行や同一詰口で別容量の酒類に係る「酒類の分析報告書」が必要な場合は、「その他特記事項」に、「再発行」「同一詰口」等記載の上、分析済みの試料に係る試料送付番号(以前の申請を書面で行った場合には、以前発行した「酒類の分析報告書」の右上に記載されている分析報告書発行番号)を転記してください。

試料送付票

局名	調査別
試料送付番号	種類(品目)
	試験事項
	放射能
依頼先管理番号	依頼先廃棄予定日

(記載例)

局名 東京	調査別
試料送付番号	種類(品目) 果実酒
80000001	試験事項
	放射能
依頼先管理番号	依頼先廃棄予定日

記 載 要 領

- (1) 記載事項は容易に修正・改ざんできない方法で記載してください。
- (2) 「局名」には、貴製造場等を所轄する国税局名を記載してください。
- (3) 「試料送付番号」には、分析試料明細書の「試料送付番号」に記載した番号を転記してください。容器が複数にわたる場合には、「試料送付番号」の後ろに通し番号を付し、試料を区別して下さい。
(例) 試料送付番号 21 の試料を 2 本送付する場合 「21-1」「21-2」と番号を付した試料送付票を作成し、試料に貼付する。
- (4) 「調査別」、「依頼先管理番号」及び「依頼先廃棄予定日」の欄には、記載不要です。
- (5) 作成した試料送付票を、容器に貼付してください。